

## 令和8年度大和市消費生活相談員募集要項

募集職種	消費生活相談員(会計年度任用職員)				
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 (能力の実証等を経て翌年度に再度任用されることもあります)				
勤務場所	大和市役所市民相談課内消費生活センター 大和市下鶴間一丁目1番1号 1階				
従事する業務内容	消費生活に係る苦情相談処理、啓発事業、事例検討会への参加、各種研修会への参加及びその他消費者行政上市長が必要と認める業務				
勤務日	月・水・木曜日・月1回金曜日、その他研修、出前講座、会議への参加				
休日	土、日、祝日				
勤務時間 休憩時間	9時00分～17時00分(休憩時間 12時00分～13時00分)				
時間外勤務	あり(月1時間程度)	休日勤務	なし		
休暇	6ヶ月を超えて継続任用される見込みの職員に年次休暇を付与 ※詳細は「大和市会計年度任用職員の任用等に関する規則」のとおり				
報酬・手当	1 報酬単価	時給 1,810円			
	2 通勤費	自宅から勤務地までの通勤距離が2km以上の場合は支給有(最短距離で算出し、5月と11月に各6ヶ月分支給)その他、出勤日以外の会議、研修等は、旅費の支給有			
	3 割増報酬率	要勤務日の時間外 125/100 週休日の時間外 135/100			
	4 期末・勤勉手当の支給	有 年2回(6月、12月)			
	5 報酬の計算期間	月初から月末			
	6 報酬の支払日	翌月20日払い			
	7 報酬の支払方法	口座振込			
健康保険等	厚生年金、健康保険、雇用保険に加入 ※それぞれ、加入条件に該当した場合のみ				
退職に関する事項	自己都合退職の場合、退職を希望する日の30日前に届け出ること				
応募資格	次の要件を満たす方 (1)次に掲げる資格のうち、そのいずれかを有すること 1 消費生活相談員 2 消費生活専門相談員 3 消費生活アドバイザー 4 消費生活コンサルタント (2)パソコンの基本操作ができること				
採用人数	1名				
選考方法	個人面接、小論文				
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用後、1ヶ月間条件付採用期間とする。</li> <li>・地方公務員法第16条に掲げる欠格事項に該当する場合は不可。</li> <li>・兼業は可能ですが、兼業先と消費生活相談員としての勤務時間が通算されるため、通算した労働時間が週あたり40時間を超えることはできません。</li> </ul>				
応募方法	<p>令和8年1月20日(火)から令和8年2月20日(金)(必着)までに下記の書類を応募場所に持参又は郵送※提出された書類は返却いたしません。</p> <p>ア 履歴書(厚生労働省の様式に基づいたもの 写真添付)  イ 応募資格(1)に記載の資格を証明するもの(写し)  ウ 小論文 テーマ「消費生活相談員の果たすべき役割と必要な能力について」(800字程度 様式は任意)</p> <p>応募場所 〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1 大和市役所市民経済・にぎわい創出部 市民相談課</p>				
問合せ先	大和市役所 市民経済・にぎわい創出部 市民相談課 046-260-5129				